

平泉世界遺産の日条例をここに公布する。

平成26年 3 月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第17号

平泉世界遺産の日条例

(目的)

第1条 この条例は、平成23年6月29日に世界遺産一覧表（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第11条2に規定する一覧表をいう。）に記載された平泉の文化遺産（以下「平泉世界遺産」という。）について、県民をはじめ広く国内外の人々の理解を深め、適切な保存を行うことにより将来の世代に継承していくとともに、平泉世界遺産を活用した地域の振興を図るため、平泉世界遺産の日を設け、もって人と人、人と自然が共生する持続可能な地域社会の形成に資することを目的とする。

(平泉世界遺産の日)

第2条 平泉世界遺産の日は、6月29日とする。

(県の責務)

第3条 県は、この条例の目的を実現するため、市町村その他の団体と連携を図りつつ、平泉世界遺産に関する普及啓発、適切な保存及び地域の振興のための取組を推進するものとする。

(県民の自発的な取組の促進)

第4条 県は、平泉世界遺産の日を契機とする県民の自発的な取組の促進に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。